

# 総務常任委員会

令和8年2月16日午前9時から第一会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎小城 世督	○横田 敏文	伴 吉晴
嶋田 善行	宮崎 和彦	木澤 正男
中川 議長		

## 2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	加藤 惠三
教 育 長	山本 雅章	総 務 部 長	西巻 昭男
総 務 課 長	松岡 洋右	同 課 長 補 佐	乾 裕貴
安全安心課長	曾谷 博一	同 課 長 補 佐	山本 潤
政策財政課長	中尾 歩美	同 課 長 補 佐	岡山真由美
税 務 課 長	真弓 啓	会 計 管 理 者	安藤 晴康
教 育 次 長	本庄 徳光	教 委 総 務 課 長	仲村 佳真
同 課 長 補 佐	柳井孝一朗	同 課 長 補 佐	松本 暢之
生涯学習課長補佐	今田 善友		

## 3. 会議の書記

議会事務局長	福田 善行	同 係 長	吉川 也子
--------	-------	-------	-------

## 4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時）

署名委員 横田委員、伴委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、総務常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けします。 中西町長。

町 長

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名します。

会議録署名委員に、横田委員、伴委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配付しているとおりでございます。

初めに、1. 継続審査を議題とします。

（1）学校教育環境について、理事者の報告を求めます。

仲村教育委員会総務課長。

教委総務  
課長

それでは、1. 継続審査の（1）学校教育環境についてご説明をさせていただきます。資料1をご覧くださいませでしょうか。

斑鳩町学校施設長寿命化計画概要版（案）についてであります。

昨年9月の本委員会におきまして、学校施設適正規模等基本構想（案）の内容について、ご報告をさせていただきました中、本基本構想に基づき、現行の3小学校2中学校体制を維持するため、学校施設の長寿命化改良工事の実施に向け、学校施設の改修等の優先順位付けや、実施計画などを定めた学校施設長寿命化計画を新たに策定し、学校施設の改修を計画的に実施していく方針とする旨、説明させていただきました。

こうしたなか、斑鳩町学校施設長寿命化計画につきましては、本年3月末を目途として、現在、策定作業を進めているところでありますが、このたび、概要版の案を作成いたしましたので、その内容について、ご報告を申し上げます。

表紙の下部に目次を掲載しておりますが、本計画は、第1章 学校施設の長寿命

化計画の背景・目的等、第2章 学校施設の目指すべき姿、第3章 学校施設の実態、第4章 施設整備の基本的な方針等、第5章 基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準等、第6章 長寿命化の実施計画、第7章 長寿命化計画の継続的運用方針の7章から構成することとしております。

それでは、1ページをご覧くださいませでしょうか。

はじめに、第1章 学校施設の長寿命化計画の背景・目的等についてであります。

まず、(1)背景といたしまして、上から4行目、町内の学校施設の平均築年数は約50年であり、老朽化の進行により安全性や機能性の低下が課題となっていることなどを記載しております。

次に、(2)目的といたしまして、児童・生徒が安全・安心に学べる環境を整えることを目的に、学校施設の現状を把握したうえで、今後の維持保全の方向性を検討し、計画的な改修等を進めることにより、施設の長寿命化とライフサイクルコストの縮減を図り、効率的かつ持続可能な施設運営を目指すことを目的に、本計画を策定する旨を記載しております。

次に(3)計画の位置付けと計画期間といたしまして、本計画は、学校施設適正規模等基本構想や、斑鳩町公共施設等総合管理計画等上位計画との整合性を図りながら策定することとし、計画期間は、令和8年から令和37年までの30年間としております。

次に、(4)計画対象施設といたしまして、斑鳩小学校、斑鳩西小学校、斑鳩東小学校、そして斑鳩中学校及び斑鳩南中学校の現行の3小学校2中学校を計画対象施設として位置付けております。

それでは、2ページをご覧くださいませでしょうか。

続きまして、第2章 学校施設の目指すべき姿についてであります。

本計画では、①安心・安全な学校施設の確保、②学校施設の計画的・効率的な整備の実施、③地域とともにある施設の3点を学校施設の基本目標として位置付けております。

続きまして、第3章 学校施設の実態についてであります。

はじめに、(1)町全体の人口の変化といたしまして、令和47年度までの本町の人口推計を、また、次の3ページにおきましては、(2)児童・生徒数および学級数の変化といたしまして、同じく令和47年度までの各学校別の児童・生徒数及び学級数の推計を記載しております。

次に、同じく3ページ中段の(3)施設関連経費の推移といたしまして、過去5年間の決算額に基づく小学校・中学校別の、維持管理費とトイレ改修や照明設備のLED化工事などの改修費の額の実績を記載しております。

それでは、4ページをご覧くださいませでしょうか。

本計画の策定に際し、各小中学校の屋根や屋上、外壁、内部仕上げ、設備関係を中心に現地確認し、劣化度状況調査をいたしました。

その結果として、特に、斑鳩小学校、そして斑鳩中学校におきましては、屋根・屋上や外壁に関し、早急な対策が必要な状態が確認されるなど経年劣化による機能低下が懸念される状況が確認されました。

また、斑鳩西小学校、斑鳩東小学校、斑鳩南中学校におきましても、外壁の爆裂破損や排水不良、内部仕上げの割れ・剥がれなどの劣化が確認されており、計画的な改修が求められる状況となっております旨、記載しております。

それでは、5ページをご覧くださいませでしょうか。

続きまして、第4章 施設整備の基本的な方針等についてであります。

はじめに、(1)整備計画の方針といたしまして、老朽化が著しい施設について、児童・生徒の安心・安全を最優先に確保するため、早急かつ計画的な改修を実施することが重要となること、そして、施設等の改修等に当たっては、歴史的・文化的遺産を有する本町の特性を踏まえ、木材の積極的な活用を推進するとともに、防災・保育・地域の交流の場等、様々な機能を併せ持つことができるよう留意しながら児童・生徒が安心して快適に利用できる教育環境を確保し、施設の長寿命化とライフサイクルコストの縮減を図っていくこととしております。

次に、(2)改修等の基本的な方針といたしまして、②目標使用年数と改修周期の設定におきまして、長寿命化改修工事の実施により、目標使用年数の設定として、100年を目指すこととしております。

続きまして、第5章 基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準等についてであります。

はじめに、(1)改修等の整備水準といたしまして、改修等の実施は、構造部材や設備の更新により建物の耐久性を高めるとともに、現在の要求水準を踏まえ、避難所としての役割も担う誰もが利用しやすい施設環境の整備を目指すこととしております。

次に、(2)維持管理の項目・手法等といたしまして、①日常点検に加え、②法

定点検や自主点検の実施を継続的に実施し、施設の安全性と構造・設備の健全性を継続的に確保していくこととしております。

続きまして、第6章 長寿命化の実施計画についてであります。

はじめに、(1) 改修等の優先順位付けと実施計画についてであります。

①改修工事に向けた事前検討として、改修工事の実施にあたり、基本計画を策定し、改修の方向性や想定される改修内容および概算事業費を整理し、その後、基本計画を踏まえた基本設計及び実施設計を作成することとしております。

あわせて、耐力度調査を実施し、構造躯体の劣化状況や耐震性能等を把握したうえで、長寿命化改修に適しているかを判断し、改修内容の具体化を進めますが、構造的な安全性の確保が困難な場合には、改築等の他の整備手法についても検討していくことといたします。

次に、②改修等の優先順位として、築年数、劣化状況調査の結果等を総合的に勘案し、長寿命化改修の優先順位を設定します。

本町では、劣化状況調査の結果、いずれの施設も劣化が進んでいる状況でありますことから、③の令和8年から令和25年の実施計画にございますように、建築年次が古い順に、斑鳩小学校から斑鳩中学校、斑鳩西小学校、斑鳩東小学校、斑鳩南中学校の築年数が長い順に、長寿命化改修工事を実施していく計画といたしております。

それでは、7ページをご覧くださいませでしょうか。

次に、(2) 従来型と長寿命化型の維持・更新コストの見通しについてであります。

はじめに、①従来型の維持・更新コストの見通しとして、従来型の整備手法は、60年間の法定耐用年数の経過後、改築、すなわち建替えを中心とした手法で、本計画期間の30年間で全ての校舎が法定耐用年数を迎えることから、全ての校舎を建て替えるとした場合の改築費及び維持管理費をあわせた維持・更新コストは、約214億1千万円と試算しております。

次に、②長寿命化型の維持・更新コストの見通しとして、長寿命化工事の実施を通じた整備手法では、長寿命化改修費及び維持管理費をあわせた維持・更新コストは、約158億3千万円と試算しております。

次に、(3) 長寿命化による効果についてであります。

計画期間となる30年間の維持・更新コストを試算した結果、従来型の維持更新

コストと長寿命化型の維持更新コストとの比較で、長寿命化型の維持更新コストでは、約55億8千万円のコスト縮減効果が見込まれる結果となっております。

続きまして、第7章 長寿命化計画の継続的運用方針についてであります。

はじめに、①フォローアップの実施といたしまして、学校施設の運営管理は、PDCAサイクルに基づき、計画・実行・評価・改善を継続的に行い、安全で快適な教育環境の維持・向上を図ることといたします。

次に、②情報基盤の整備と活用といたしまして、学校施設に関する基礎情報や点検結果、修繕履歴等を一元的に管理・共有し、維持管理の効率化を図るとともに、蓄積した情報を継続的に更新・把握することで、修繕や改修計画、予算配分等の判断に活用していくことといたします。

次に、③推進体制等の整備といたしまして、学校施設の所管部署を中心に関係部署が連携する推進体制を構築し、情報や課題を共有するとともに、全庁的な共通認識のもとで、実現性の高い施設整備を進めていくことといたします。

なお、本日は、概要版の案に基づき、ご説明させていただきましたが、次月の3月の本委員会におきましては、本編の案をご提出させていただきたいと考えております。

以上、1. 継続審査の(1)学校教育環境についてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。  
木澤委員。

木澤委員 以前もちょっと聞いたと思うんですけどエレベータの設置なんですけども、西小  
学校は今回つけるということなんですけども、他のところですね、町寿命化の改修にあ  
わせて設置をしていこうと思っているのか、それか外付けできるんやったら必要に  
なった時につけるという考え方なのか、その辺はどうなんでしょうか。

委員長 仲村教育委員会総務課長。

教委総務 実際、基本計画の中でまずそのあたりを検討していくということとなりますけれ  
課長 ども、避難所となるということも考えたり、今のバリアフリーの考え方から即すれ

ば、エレベータのほうあわせて長寿命化改良工事実施していくという方針の方向で考えていきたいとは今、考えているところでございます。

委員長 横田委員。

横田委員 1点確認ですけども、長寿命化で158億3千万ほどかかるということなんですけども、これは国の補助金とかどの程度見込めるとかその辺はわかりますか。

委員長 仲村教育委員会総務課長。

教委総務課長 長寿命化改良工事となりますと、国庫補助の方が3分の1の補助率の方で対象になってまいりますことから、この額につきましては、総額になっておりますので、この他に国の交付金の方を活用できるということが、改築よりも長寿命化の方が有意性があるということで考えております。

委員長 伴委員。

伴委員 最後のページのこの金額、ずっと出していただけてますねんけど、これ学校というのは、長期の休みで言うと夏休み、春とか冬が多少ありますけど、基本的に休めない、その中で、仮の校舎であったり、いろんな面で学校運営はしていかなあかんというのが、どの校舎に対してもかかってくる、これについての費用というのはこれには載ってないと考えていいわけでしょうか。こんなんは補助とかないようなかんじになるんでしょうか。

委員長 仲村教育委員会総務課長。

教委総務課長 6ページの実施計画にございますように、それぞれ4年から5年の改修期間のほう見込んでおります。これはやはり棟ごとに改修が必要になってくるということの考え方によるものでございます。実際の改修工事において、どの程度の仮設校舎が必要になってくるかにつきましては、今後実施する基本計画、また実施計画等におきまして、算出をする形になりますが、基本的にはやはり仮設のプレハブ校舎とい

うのを1棟設置いたしまして、それを棟ごとにどんどん入れ替えていきながら工事を実施していくということになろうかと思えます。これにつきましては、長寿命化改良工事に必要な費用ということになってくると思えますので、このあたりは国の方には確認しながらになりますけども、補助対象経費に含まれるのではないかと考えているところでございます。

伴委員        そういう形で考えておられるというのはわかりましたけども、4ページの写真を見ると急いで改修、数もありますし、入っていつてもらわなあかんいうのがありますんで、そのあたりスピーディーに行動していただきたいと、そのように思います。以上です。

委員長        宮崎委員。

宮崎委員        どうしてもこの学校というのは三ついるんかなと、ふと思ってんけど、改修するのに生徒が少なくなっているんやったら二つでいけるのかなと思うんですけど、それがひとつと、順番に改修していかはるけど、耐震はやらはったと思うけど、写真でも見ていたら雨漏りとか結構ひどいで、その辺の耐震の方も大丈夫なんかなと、その辺ちょっと教えてもらえますかね。

委員長        仲村教育委員会総務課長。

教委総務課長        まず3小学校、2中学校の維持につきましては、学校施設適正規模等基本構想、これにつきましては、検討委員会のほうも設置をしながらいろんなご意見をいただき、検討してまいったというところでございます。その中で今後の学級数の見通しを見た中では1学級にならないというところで、現行の3小学校2中学校を維持していく方針が適切で、また長寿命化改修工事を実施していくことの答申を受けましたものを受けて基本構想を策定し、今回の長寿命化の計画の策定に至っているというところでございます。雨漏り等必要なところでございますけれども、今それぞれの建築基準法等に基づく定期検査等も実施しておりますので、そこで必要な指摘事項につきましては、対応を行いながら実施しているところでございますので、特に耐震性能には影響がないものと考えておりますけれども、今後の基本計画また

設計等におきまして、それぞれの構造の状況を見ながら最終的には長寿命化の実施できるかどうかの可否については判断していくものと考えております。

委員長 中川議長。

議長 教えてほしいんですけどね、このライフサイクルコストっていうのはどんな費用ですか。

委員長 仲村教育委員会総務課長。

教委総務課長 これにつきましては、実際に長寿命化改良を行って、そして維持管理にかかる経費ということになりますんで、その棟ごとがずっと使い続けていくことに必要な経費の全てというのをライフサイクルコストという表現をさせていただいているところでございます。

議長 6ページの下グラフっていうのかな、計画上の中では斑鳩南中学校が改修が令和22年から25年で終わっているんですけど、7ページの長寿命化改修工事の方は令和23年から27年になってるんですけど、この2年間はなんやろ。23年から25年で終わりやったら合うんですけど、27年までになってるからな。

委員長 暫時休憩いたします。

( 午前9時21分 休憩 )

( 午前9時21分 再開 )

委員長 再開します。 仲村教育委員会総務課長。

教委総務課長 こちらにつきましては、7ページの②長寿命化型の維持・更新コストの見通しは5年間刻みをさせていただいているところでございます。令和8年から順に、5年間刻みにさせていただいているところでございますので、22年から25年の必要なもので、実際に7ページの表からでは23年から25年の長寿命化改修工事費が

こちらに記載させていただいているというところです。残る28年からは、長寿命化改修工事の方が発生しませんので、維持管理費のみ計上させていただいたというところがございます。

委員長

これをもって、質疑を終結します。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、2. 各課報告事項を議題とします。

(1) 斑鳩町協働のまちづくり指針の改訂について、理事者の報告を求めます。

中尾政策財政課長。

政策財政  
課長

それでは、(1) 斑鳩町協働のまちづくり指針の改訂について説明させていただきます。

昨年9月の当委員会におきまして、協働のまちづくり事業につきましては、事業開始から10年の節目を迎え、社会環境も大きく変化していることから、これまでの取組みの成果や社会情勢等を踏まえ、次のステージに向けた課題を整理し、今後の協働のまちづくりの方針について見直しを行っている旨、ご報告させていただきました。

その後、協働のまちづくり推進委員会におきましても、指針の見直しについて審議を行い、今般、見直しの内容がまとまりましたので、ご報告させていただきます。

資料2をお願いいたします。はじめに、1. これまでの支援体制と成果についてです。

これまで、協働のまちづくり事業として、行政と目的や目標を共有する団体が、時代のニーズに合った新しい活動をつくりだそうとチャレンジする動きを支援し、自立した継続的な活動につなげることをねらいとする活動提案事業補助制度により、行政と協働で行う事業の企画提案を毎年募集し、認定した事業に対して、1事業30万円を上限、単年度を基本として、補助金を交付する制度を実施してまいりました。

この間、活動提案事業補助制度の創設をきっかけに、住民団体等による新たな事業が44事業立ち上がり、現在も活動を継続中の団体が18団体あるなど、継続的な取り組みへと発展しており、「協働」という考え方が住民のみなさんにも広く浸透したことは大きな成果として挙げられます。

また、協働事業の継続を支えるため、子ども食堂事業補助金のように新たな補助制度が生まれる流れも見られました。

活動提案事業補助制度は、新しい住民活動を作り出そうとする動きを支援し、自立した継続的な活動につなげることを目的として開始したものであり、これまでの実績からみましても、当補助制度の初期の目的は、達成したものと考えています。

次に、2. アンケート結果から見えるものです。

今回の見直しにあたりまして、住民活動センターに登録している団体と、活動提案事業補助制度を活用されたことのある47団体を対象に、各団体の現在の活動状況等を把握するためのアンケートを実施しました。

アンケートでは、団体運営の困り事や、住民活動センターに望むもの、住民活動を行うにあたって行政に望むものなどをお聞きし、その結果、団体運営としては「人・お金・広報」に継続的な課題があり、住民活動センターには「伴走」・「つなぐ」といった機能の強化ニーズ、行政には事業内容に合う支援メニューと体制整備への期待が見えると同時に、団体ごとに抱える課題や求めるものも違うということもわかりました。

次に、3. 協働のまちづくりの次のステージ、住民団体への支援体制（案）です。これまでの成果や住民団体が抱える課題などをふまえ、協働のまちづくりの次のステージとして、今後は、これまでの活動提案事業補助制度による支援ではなく、住民団体の企画と事業担当課をマッチングし、事業が継続できるよう必要に応じた支援を行う体制に変更していきます。

具体的には、資料の左側の四角囲みの中にありますとおり、①の事業担当課からは、事業の委託や物資の提供、既存の補助制度の活用、広報周知などの支援、②の住民活動センターからは、センターだよりやボランティアのマッチング、情報提供といった支援を行います。

このように、事業の内容や状況にあわせた継続的・柔軟な支援へと軸足を移していくことで、事業担当課と住民活動センター、住民団体が対話をしながら、最適な支援を組み合わせられるよう努めてまいります。

なお、活動提案事業補助制度により本年度に募集を行いました2つの団体への支援については、次年度も継続して行ってまいります。

資料の後ろに、参考資料として、「斑鳩町協働のまちづくり指針2026【概要】（案）」を添付しております。

今後は、新たな指針に基づき、住民活動センターを中心として、各担当課と連携しながら、柔軟で継続的な支援を行い、各団体の事業を育て、続けられるよう、必要に応じた支援が届く体制を整えてまいります。

以上、斑鳩町協働のまちづくり指針の改訂についての説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。 木澤委員。

木澤委員 新たなステージに進むということで検討していただいているんですけども、今後はスタートアップじゃなくて、継続した事業が行えるような支援という形になっていくかと思うんですけど、それぞれ担当課との住民団体の協働ですわね、これまでの体制がどうなって、新たにどういう体制を取っていこうと思っはるのか。というのは、これまでも提案事業されてきた住民団体の方から、担当課の方に行っても、引き継ぎがされてなかったりとか、事業のこと全然理解してくれてなかったりという声を聞くんですけど、そのところは今後どうしていこうと思っはるんですかね。

委員長 中尾政策財政課長。

政策財政課長 住民活動団体の方へのアンケート調査でもそういったご意見をいただいております。まずは住民活動センター、生き生きプラザの中にあります活動センターが窓口になって、事業の担当課に引き継いでいくという体制を強化してまいりたいと考えております。

木澤委員 住民活動センターがつなぎ役で、これまでもやってくれてましたし、今後も重要な役割をはたしていただく必要があるかと思うんですけど、協働のまちづくりの事業ですね、課の中で担当決めて対応していただいている状況ではないんですか。

政策財政課長 現在、活動提案事業の補助制度を利用されている住民活動団体様との調整につきましては、もちろん事業の担当課の方で事業の担当というのは決めて、その事業担当者住民活動センターと団体さんと一緒に話し合いもしながら事業というのは進めてはいただいているんですけども、補助制度は単年度事業になってまいりますので、

その補助制度が終わったら自立して活動して行ってくださいねというのが、今の活動提案補助制度になっておりますので、そこで支援が途切れてしまうというのが、今の課題でもありますので、その支援を、お金の面の支援なのか、人的な支援なのか、あとは広報の周知が必要なのか、そういったのは事業の内容ですとか団体さんによっても様々違いますので、そのあたりを途切れることなく、事業の担当課と活動団体さんを、うまく住民活動センターが間に入ってつないでいけるように今後していきたいというふうには考えております。

木澤委員　　そうおっしゃっていただけるんやったら、きちっと継続して住民さんとのつながりですね、が持てるように、この間、ちょっとそれがうまいことってなかったと思いますんで、その点をお願いしておきます。

それと協働ということなんで、住民団体さんが果たす役割と行政が果たす役割があると思うんですけど、こういうふうに支援を行っていくということとあわせて、十分な意見交換であったりとか、またその行政の方も協働のまちづくりの中での交流の場に参加していただいたりとか、そういう接点が少なかったかなというふうに思うんですけど、その点についてはどんなふうに考えてますか。

政策財政課長　　住民活動センターの方が主体になりまして、住民活動センター講座というのを毎年しております。その中でも、住民活動団体さん同士もなかなか交流する機会がないという意見もいただいておりますので、団体さん同士が交流できるような機会というの、今後もっていきたいというふうに考えておりますので、そこに町の職員も参加して一緒に意見交換できるような形をとっていければというふうには考えております。

木澤委員　　具体的には今後進めていってもらおうことになろうかと思っておりますけども、住民活動センターが拠点になるということで、権限も持ってもらって活動していただくほうが、スムーズに行くのかなというふうに思いますんで、住民団体さんの声を今後も聞いていただいて、進めていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長　　次に、（２）令和８年度税制改正大綱（地方税関係）の概要について、理事者の

報告を求めます。 真弓税務課長。

税務課長 改めまして、おはようございます。

それでは、各課報告事項の2番目、令和8年度税制改正大綱（地方税関係）の概要について、ご報告させていただきます。

本日、ご報告いたします内容につきましては、昨年の12月に、国において取りまとめられました「令和8年度 税制改正大綱、地方税関係」のうち、町税条例の改正に関するものを中心に主なものを抜粋し、その概要を説明させていただくものであります。資料は、お手元の資料3をお願いいたします。

はじめに、1. 個人町民税の（1）給与所得控除の見直しについてであります。給与所得控除の最低保障額について、現行の65万円から69万円に、4万円、引き上げられます。また、令和9年度分及び令和10年度分については、これに加えて5万円引き上げられます。

また、この引き上げに合わせ、扶養親族等の所得要件がそれぞれ4万円引き上げられます。この措置につきましては、令和9年度分の個人住民税から適用されます。なお、この措置に伴う影響額については、令和8年度地方税収見込み額から推計しますと、1,000万円程度の減収が生じるものと見込んでおります。今回の税制改正においては、物価調整を行うものであることを踏まえ、特段の財源確保措置はなされないこととなっております。

次に、（2）ひとり親控除の見直しについてでございます。ひとり親の子育てにかかる負担の状況を踏まえ、ひとり親控除の控除額について、現行の30万円から33万円に引き上げられます。

この措置につきましては、令和10年度分の個人住民税から適用されます。なお、この措置に伴う影響額については、令和8年度地方税収見込み額から推計いたしますと、30万円程度の減収が生じるものと見込んでおります。

続きまして、2. 固定資産税・都市計画税の（1）新築住宅に係る特例措置の拡充・延長についてであります。

家屋における、いわゆる新築軽減でありますけれども、この床面積要件を引き下げるとともに、一定の災害ハザードエリアを特例対象外とする立地要件の見直しを行った上で、適用期限が5年延長されます。

この措置については、令和8年度分の固定資産税から適用されます。ただし、一

定の災害ハザードエリアを特例対象外とする改正は、令和11年4月1日以後に新築された住宅に係る固定資産税について適用されます。

次に、(2) 免税点の見直しについてであります。物価指数等の上昇を踏まえ、家屋に係る免税点が、現行20万円から30万円に、償却資産に係る免税点が、現行150万円から180万円に、それぞれ引き上げられます。この措置につきましては、令和9年度分の固定資産税から適用されます。

なお、この措置に伴う影響額については、令和8年度地方税収見込み額から推計しますと、50万円程度の減収が生じるものと見込んでおります。

次に、(3) その他令和7年度末で適用期限を迎えるものの延長等につきましては、令和8年3月31日で期限が到来する課税標準の特例措置の延長及び適用要件の一部見直し等が行われるものでございます。

裏面をお願いいたします。続きまして、3. 軽自動車税の(1) 環境性能割の廃止についてであります。アメリカの関税措置の影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化するため、令和7年度末をもって環境性能割は廃止をされます。

この措置に伴う減収分は、全額、地方特例交付金により補てんされることとなっております。

なお、自動車税を含む車両課税のあり方については、重量及び環境性能に応じた公平・中立・簡素な税負担のしくみ等について検討し、令和9年度税制改正において結論を得ることとされているところでございます。

最後に、4. その他の(1) その他法令の改正による条文の整理等所要の改正についてであります。

今回の税制改正におきましては、地方税法をはじめ、関係法令が改正されることとなり、その改正については、項番号、号番号等の繰上げや繰下げ、条文の整理等も行われることから、町税条例においても、それに伴う引用条文の整理等、所要の改正を行います。

以上、令和8年度税制改正大綱(地方税関係)の概要についての説明とさせていただきます。

なお、今後、関係法令の改正内容等の確認を行うなかで、本年4月1日からの適用等を必要とする改正内容につきましては、3月末日付けで専決処分をさせていただきたいと考えておりますので、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。 木澤委員。

木澤委員 内容を見ると住民にとって悪いものではないなというふうに思うんですけど、1. 2については国が減収分補てんしないというふうにおっしゃったと思うんですけども、その理由をもう1回教えてもらえますか。

委員長 真弓税務課長。

税務課長 これにつきましては、先ほど申しあげましたが、物価調整を行う前提ということですので、一定税収は上がるという、もとということ考えております。

委員長 中川議長。

議長 給与の所得控除の見直しで、町は1千万ぐらいの減収やという見込やという説明あったけども、対象者って何人ぐらいいてはるんやろ。

委員長 真弓税務課長。

税務課長 給与所得控除でございますので、申し訳ございません、人数のほうあれなんですけど、給与所得の方に関して、皆さん基本的には影響するというところでございます。

議長 その影響額が1千万、町が減収やねんから、何件か、何人かって出てないんかな。それはでえへんの。

委員長 暫時休憩いたします。

( 午前9時41分 休憩 )

( 午前9時41分 再開 )

委員長 再開します。 真弓税務課長。

税務課長 8, 500人程度と見込んでおります。

議長 それと最後の軽自動車税の環境性能割の廃止ってあったけど、環境性能割というのは、今具体的にどんな車がどんな税かかっているのかちょっと教えてもらえますか。

税務課長 なじみのある言い方でしたら、自動車取得税というふうに捉えたらと思いますけども、購入した時にかかってくる税でございます。普通車、軽自動車ともに一定金額を超える場合は取得時にかかるものでございます。

議長 それが環境性能割、取得するときにかかる、普通自動車買うときにかかる、取得税ってあるっていう説明やったけど、軽四はその取得税っていうのがなくて環境性能割が同じものでええのかな。

税務課長 自動車取得税というのは、制度が変わっております、今これが環境性能割と取っていただければと思います。ですので、普通車も買われた場合は環境性能割というのが、取得税の感覚であったと思いますけども、環境性能割に変わっておりますので、それが今回は廃止されるということでございます。

議長 取得税というのがもうなくなってるんや。軽自動車に限ってやから普通自動車は取得税かかる。それはわからへんな、県やからな。軽自動車やから町やけど。

税務課長 すいません。普通自動車も軽自動車も、自動車取得税が、環境性能割にそれぞれ変わっておりますので。

委員長 暫時休憩いたします。

( 午前9時43分 休憩 )

( 午前9時44分 再開 )

委員長 再開します。 真弓税務課長。

税務課長 この環境性能割というのは普通車も含めての制度でございますので、それが、普通自動車も廃止されますし、軽自動車の方も廃止されるということでございます。

委員長 次に、（３）町立幼稚園における学級編制基準の見直しについて、理事者の報告を求めます。 仲村教育委員会総務課長。

教委総務課長 それでは、２ 各課報告事項の（３）町立幼稚園における学級編制基準の見直しについてご説明をさせていただきます。資料４をご覧くださいませでしょうか。

近年、幼稚園においては特別な配慮を必要とする幼児数は増加傾向にあり、こうした状況を踏まえ、より一層、幼児一人ひとりの置かれた状況や発達の特性等に応じ、行き届いた教育を推進するための環境整備が必要な状況となっております。

こうした状況を踏まえ、国においては、１学級あたりの学級編制の基準を原則３５人以下から原則３０人以下に引き下げる幼稚園設置基準の改正手続きが進められており、令和８年４月１日から施行される予定となっております。

町立幼稚園におきましても、この改正内容に準じ、４歳児及び５歳児の１学級あたりの学級編制基準を原則３５人以下から、原則３０人以下に引き下げる改正を行うものであります。

なお、本町におきましては、１.改正内容の（１）１学級あたりの学級編制基準の見直しの表にありますように、３歳児につきましては、町独自の学級編制基準として、原則２０人以下としており、この点につきましては、変更はございません。

また、この１学級あたりの学級編制基準の引下げに伴い、（２）園児定員の見直しといたしまして、斑鳩幼稚園の４歳児と５歳児の合計の園児定員を、１４０名から１２０名に、斑鳩東幼稚園の４歳児と５歳児の合計の園児定員を、１４０名から９０名に、見直しを行うこととしております。

続きまして、２. 施行期日についてであります。国の幼稚園設置基準の改正に係る施行予定期日にあわせ、令和８年４月１日から施行することとしております。

以上、２ 各課報告事項の（３）町立幼稚園における学級編制基準の見直しについてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。 嶋田委員。

嶋田委員 これ、募集人員減らして待機児童っていうんですか、一応待機児童になるのかな、どうなるんですか。

委員長 仲村教育委員会総務課長。

教委総務課長 2月1日現在となりますが、来年度令和8年度の町立幼稚園の在園見込み数につきましては、斑鳩幼稚園が46名、斑鳩東幼稚園が41名となっております、このうち最も人数が多いクラスにつきましては、次年度斑鳩幼稚園の年中児、4歳児クラスで21名となっておりますことから、待機児童等、応募いただいたんですけども、こちらのほうで入っていただくことができないという園児の方は発生しないということで見込んでいるところでございます。

嶋田委員 来年度はそれでいいかわからんけども、それから以降はどうなるんですか。

教委総務課長 近年の園児数を見ておきますと、こういったところにつきましては、超えてこないというところになってこようかと思えます。また、今後につきましては、出生数の減少の方が見込まれておりますので、今後これを上回るということにつきましては、現在発生してこないような形で見込んでいるところでございます。

委員長 次に、(4)「2026 ワールドベースボールクラシック」ホームタウンヒーロー・パブリックビューイングについて、理事者の報告を求めます。  
本庄教育次長。

教育次長 それでは、各課報告事項(4)でございます、「2026ワールドベースボールクラシック」ホームタウンヒーロー・パブリックビューイングにつきましてご説明申しあげます。資料のほうをお願いいたします。

本町出身のオリックス・バファローズ、曾谷龍平投手が、2026WBC(ワールドベースボールクラシック)日本代表に選出されたことに伴いまして、Net

f l i xとの共催により、大型スクリーンで試合中継を上映する無料のパブリックビューイングを実施をするものでございます。

企画コンセプトを、地元のヒーローを地元のみならずで全力応援！といたしまして、日本代表選手が育った土地や学校、チームがある地域に人が集まり、家族や仲間、地域コミュニティが一体となって声援を送る場をつくるというものでございます。動画配信サービス会社であるN e t f l i xから、打診があったものでございます。

本町におきましても、地元ゆかりの選手の活躍を身近に感じられることで、子どもたちが夢を持つきっかけとなり、町民の一体感、また地域のつながりの醸成も期待されますことから、今回、提案のあった無料パブリックビューイングを実施することとしたものでございます。

(2) 実施日程でございます。3月6日(金)から3月10日(火)に東京ドームで開催をされます、日本代表戦4試合につきましては、中央公民館で実施をいたします。

その後の準々決勝以降の試合につきましては、日本代表戦が開催される場合のみ、資料に記載のとおり実施をいたします。

(3) 参加申込等でございます。①参加対象者は、町在住者のみといたします。②参加人数は、N e t f l i xとの開催条件におきまして、1会場当りの参加人数について、100名から300名と定められていることから、1会場当り300名までとし、3月17日の開催分につきましては、会場の都合により、100名までとしております。

③申込方法でございます。申し込みは、インターネット申込もしくは、往復はがきとし、応募者多数の場合は抽選といたします。なお、住民のみなさまへは、N e t f l i xとの協議が終了いたしました後、町公式L I N E、ホームページ等でお知らせをまいります。

以上、「2026ワールドベースボールクラシック」ホームタウンヒーロー・パブリックビューイングについての説明とさせていただきます。

よろしく願いを申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。 木澤委員。

木澤委員 よくわからないんですけど、これはN e t f l i xから打診があって、設置費用

とかそんなもんもNetflixが出してくれる、町の負担はないんですか。

委員長 本庄教育次長。

教育次長 今回の2026年のWBCにつきましては、動画配信サービス、ただいま委員もおっしゃっていただきましたNetflixが日本国内での独占配信権を獲得しているところで、一般での地上波等での放送はないところでございます。そうしたところからNetflixのほうから代表選手30名の地元であったり出身校であったりしたところで、ともに応援しませんかというところで打診があったものでございます。

委員がご質問いただいております費用の関係でございますけれども、放映料につきましては、無料になっております。ただ、例えば3月の18日かかるがホールでございましたら、使用料等に関しましては当日の会場での運営費については市町村持ちというふうになっておりますので、使用料等については発生してくるところでご理解いただければと思います。

木澤委員 理解としては、本来有料で見るべきものが、町民さんは無料で見れる機会をつくるということになるんですかね。

教育次長 こちらのほうは、Netflixが企画をされた事業でございます。先ほどと繰り返しになってしまいますけれども、有料で受信を受けるNetflixでしか見れないというふうになっておりますので、そういった中で人数制限等はございますけれども、そういった地元の方で出身地等でそういった形でともに応援する企画として企画提案されて、それに対しまして会場等の費用は当然かかってまいりますけれども、先ほど申しあげました地元出身の選手をみんなで応援していくということで、今回、その提案を受けて実施をしていこうということで考えさせていただいたものでございます。

委員長 中川議長。

議長 Netflixが、100名から300名という人数制限かけてるの。

委員長 本庄教育次長。

教育次長 そのとおりでございます。ガイドラインというのがございまして、もともとは繰り返しになりますけれども、有料で見ていただくというものに関して無料で放映されるというところで相手方の方から100名から300名という制限がかかっているということでございます。

委員長 伴委員。

伴委員 申し込み方法、インターネットとか往復はがき、最初の東京プールってここだけが、あとは勝ちこまんとならへんもんやから、そう考えて、1人は1か所しか申し込まれへんとか、そんなんは言われているわけですか。

委員長 本庄教育次長。

教育次長 そのあたりに関しましては、特にNetflixの方からこういう形にしてくださいというものはございません。ただ、委員おっしゃっていただいておりますように、予選の方はすべて4試合ございますので、申し込み受付をさせていただいてということになります。

ただ、15日以降の分に関しましても、日にちが迫っておりますので、受付の方に関しましては申し込み受付はさせていただいて、ただし、もし日本が勝ち進まなかった場合には中止となりますというか、実施はいたしませんという条件のもとに募集はかけていけたらなとこのように思っております。

伴委員 それと気になるのは駐車場、この人数でうまく混雑せずにいけるような容量になっているのでしょうか。

教育次長 そのあたり、当該場所の駐車場のスペースに限りがございますので、近隣の中央公民館であれば役場の駐車場、臨時駐車場でありましたりとか、そういったところも使いながら、またさらにはご近所の方に関しては自動車以外でお願いいたしますとい

うようなところもご案内させていただきながら、安全に実施をしていけたらなどそのように思っております。

委員長

次に、各課報告事項の（５）から（２０）までは、令和８年第１回定例会提出予定案件に関連する報告事項です。このため、本日の委員会では質疑の時間は設けませんので、本会議上程後に質問してください。

なお、追加説明の求めについては、それぞれの報告後にお受けします。

それでは、（５）文書管理システムの導入について、理事者の報告を求めます。

松岡総務課長。

総務課長

それでは、（５）文書管理システムの導入についてご説明いたします。資料６をお願いいたします。

電子申請の推進や住民にも職員にもやさしい窓口の実現に向けたバックヤード改革の一環として、文書保存及び事務決裁の電子化を進めることにより、庁内におけるペーパーレス化を推進し、事務の効率化を図ることを目的として、文書管理システムの導入しようとするものでございます。

はじめに、（１）その内容でございますが、文書管理システムを導入し、文書保存、管理について、これまでの紙保存からデータ保存に移行するとともに、事務決裁についても、原則として、電子で行う方式へ移行をいたします。

また、これに併せまして、財務会計システムにつきましても、電子決裁に移行し、文書管理システムで一体的に保存・管理しようとするものでございます。

次に、（２）活用する財源でございますが、国のデジタル活用推進事業債の活用を想定しているところでございます。

最後に、事業の開始スケジュールでございますが、令和８年度に入りまして、速やかに、システム構築に向けた契約を行い、システム構築に取りかかってまいります。

また、これに併せまして、文書取扱・処理・保存等、システム操作等に係る職員研修、そして、文書取扱規程など関連する例規整備を行ってまいります。

その後、令和９年１月からのシステム試行運用を経まして、令和９年４月（令和９年度）からシステムを本稼働させてまいりたいと考えているところでございます。

以上、（５）文書管理システムの導入についてご説明いたします。よろしくお願

いたします。

委員長 報告が終わりましたので、追加説明の求めはございませんでしょうか。

( な し )

委員長 次に、(6) 下司田池の利活用について、理事者の報告を求めます。  
曾谷安全安心課長。

安全安心 おはようございます。

課長 下司田池の利活用について、ご説明させていただきます。資料7をご覧いただきたいと思ひます。

普通財産として管理しておひます下司田池は、奈良県の防災重点農業用ため池として指定されておひます。令和5年度に実施いたしましたため池耐震性調査の調査結果、耐震性能なしとの診断を受け、現在、減水管理を行つておひますところでごひます。

この調査結果を受けて、大規模地震に対する耐震性を確保する必要が生じたため、防災機能を備えた公園としての利活用することの検討を進めるものでごひます。

(1) 充実内容でごひます。当該地域の住民ニーズや町域西側に必要と考えられる防災機能を踏まえ、今後、下司田池を埋め立て、防災機能を備えた公園等として整備することにより、「人々のレクリエーションの空間」「都市環境の改善」「地域の防災性の向上」を図ることといたします。(2) 活用財源の予定でごひますが、令和8年度事業費については一般財源としておひます。(3) 事業スケジュールの予定でごひます。令和8年度、不動産鑑定評価業務の発注、下司田池利活用基本計画策定委託業務の発注・着手、12月までに地元説明、令和9年度、用地買収、令和10年度～同11年度には整備工事、令和12年度の供用開始としておひます。

以上、下司田池の利活用についての報告とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

委員長 報告が終わりましたので、追加説明の求めはございませんでしょうか。

中川議長。

議長 (2)の活用財源、令和8年度の事業だけ一般財源という説明やってんけど、それ以降の財源の説明を求めます。

委員長 曾谷安全安心課長。

安全安心課長 これから基本計画の策定のほうを行ってまいるわけですが、いわゆる緊防債の活用等、防災機能の重点のメニューを確認いたしまして、有効な補助というところも想定していきたいと考えております。令和9年度以降につきましては。

委員長 次に、(7)庁内ネットワーク環境の整備について、理事者の報告を求めます。中尾政策財政課長。

政策財政課長 それでは、(7)庁内ネットワーク環境の整備についてご報告させていただきます。資料8をお願いいたします。

次年度におきまして、庁内ネットワーク無線機器の更新をはじめとした庁内ネットワーク環境の整備を行うものであります。

(1)新規・充実等内容でございます。①として、現在使用しております庁内ネットワーク無線機器が耐用年数を迎えることから、無線機器の更新を行い、通信の安定性を高めてまいります。

また、本機器の更新と合わせまして、今後のデジタル化に対応できるよう3階議会棟の無線機器設置箇所についても拡充してまいります。

さらに、現在、有線で利用しております、住民記録、税などの基幹系システムについても無線化を行い、職員の事務効率化と住民サービスの向上を図ってまいります。②として、職員の業務用パソコンにつきまして、Windows及びofficeの更新を行い、必要な性能とセキュリティ水準を確保してまいります。

③として、庁舎外から庁内業務システムに安全にアクセスできる仕組みを試行的に整備し、全庁導入の可否について検討してまいります。

(2)活用財源でございますが、デジタル活用推進事業債を活用する予定でございます。

(3)事業スケジュールでございますが、令和8年4月から契約等の準備を行い、7月から、無線ネットワーク機器更新、8月から業務用パソコンOS等の更新、9月からリモート業務環境の整備を進める予定でございます。

以上、庁内ネットワーク環境の整備についての説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、追加説明の求めはございませんでしょうか。

( な し )

委員長 次に、(8)斑鳩町家庭用防犯カメラ設置費用補助金の創設について、理事者の報告を求めます。 曾谷安全安心課長。

安全安心課長 斑鳩町家庭用防犯カメラ設置費用補助金の創設について、ご説明させていただきます。資料9をご覧くださいと思います。

町管理・自治会管理の防犯カメラを町内の通学路・主要幹線道路を中心に設置していますが、家庭用防犯カメラ設置費用補助金を創設することにより、よりきめ細やかな防犯カメラの設置が行われ、防犯対策の強化を図り、官民一体となった安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるものでございます。

(1)充実内容でございます。町内の家庭における屋外用防犯カメラの設置に要する経費の一部を助成いたします。公共空間、町道等が撮影範囲となっていることが必須条件といたしまして、申請の間隔は5年間といたします。(2)開始予定時期でございます。令和8年6月1日からといたします。(3)補助額でございますが、上限30,000円とし、購入費及び設置にかかる費用の2分の1といたします。

以上、斑鳩町家庭用防犯カメラ設置費用補助金の創設についての報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、追加説明の求めはございませんでしょうか。  
中川議長。

議長 申請の間隔は5年間とするということやねんけど、その5年間という定められた

理由について説明できますか。

安全安心課長 機械の更新、耐用年数が5年から7年というところの、機械の寿命といたしますか、そういうところのなかで、5年という縛りを行ってまいりたいというふうに考えているところがございます。

議長 5年しか受付せえへんというのは理解しているねんけど、そういう理解でよろしいねんな。

委員長 暫時休憩いたします。

( 午前10時07分 休憩 )

( 午前10時07分 再開 )

委員長 再開します。曾谷安全安心課長。

安全安心課長 制度は未来永劫、継続して行うものということです。

議長 買ってから5年はあかんということやな。

委員長 次に、(9)斑鳩町自治会管理防犯カメラ維持管理補助金の創設について、理事者の報告を求めます。 曾谷安全安心課長。

安全安心課長 斑鳩町自治会管理防犯カメラ維持管理補助金の創設について、ご説明させていただきます。資料10をご覧くださいと思います。

自治会で管理している防犯カメラの設置につきまして、令和元年度から令和6年度までに、延べ16自治会、24台の防犯カメラ設置補助金を交付しているところでございます。

今後、自治会管理防犯カメラ維持管理費用の一部を助成することで、さらなる設置数の増加を図るため、補助金交付制度を創設いたします。

(1) 充実内容でございます。自治会等が設置・運用する防犯カメラの維持管理

費用、電気料金の一部を助成いたします。(2)開始予定時期でございます。令和8年4月1日からとしております。(3)補助額でございますが、防犯カメラ1台当たり月額500円、年額6,000円としております。

以上、斑鳩町自治会管理防犯カメラ維持管理補助金の創設についての報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、追加説明の求めはございませんでしょうか。  
中川議長。

議長 この防犯カメラの電気代って1台年間どれぐらいかかるのか説明をお願いします。

委員長 曾谷安全安心課長。

安全安心課長 防犯灯であれば、その専用の契約等がございますが、自治会の防犯カメラにつきましては、ひとつの契約、契約の中に含まれてますので、この金額につきましては、なかなか試算をするのは難しいんですが、概ね1台あたり500円程度の試算というところで確認をとっておりますので、500円という設定をさせていただいたというところがございます。

議長 電気代の一部補助ということで500円ということやねんけど、防犯カメラで1か月500円かかるのかという疑問があったから、もしか電気代の一部補助として500円やのに、電気代500円かかってなかったらちょっとおかしいのかなと思ったからね、そこら3月本会議までに調べられるものであれば、調べといていただきたい、そのように思います。

委員長 次に、(10)資機材運搬車の導入について、理事者の報告を求めます。  
曾谷安全安心課長。

安全安心課長 資機材運搬車の導入について、ご説明させていただきます。資料11をご覧くださいと思います。

火災・救助活動をはじめ、災害時等に使用する資機材や給水タンク等を運搬する

ことを目的に、消防団等が使用する資機材運搬車を導入いたします。

(1) 充実内容でございますが、消防団等が使用する資機材運搬車を導入いたします。(2) 活用財源でございますが、緊急防災・減債事業債を活用いたします。

以上、資機材運搬車の導入についての報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、追加説明の求めはございませんでしょうか。

( な し )

委員長 次に、(11) 斑鳩町自主防災組織設立及び活動支援補助金の充実について、理事者の報告を求めます。 曾谷安全安心課長。

安全安心課長 斑鳩町自主防災組織設立及び活動支援補助金の充実について、ご説明させていただきます。資料12をご覧くださいと思います。

斑鳩町自主防災組織設立及び活動支援補助金につきまして、自主防災活動のさらなる促進を図るため、活動支援補助金の額等を拡充いたします。

(1) 充実内容でございます。防災訓練、学習会等自主防災組織の活動に要する費用を補助する活動支援補助金について、戸数に応じた金額以内の部分についてはその実費を補助し、超える部分について15万円を上限といたしまして経費の3分の2を補助できるよう拡充いたします。

(2) 開始予定時期は、令和8年4月1日からといたします。

以上、斑鳩町自主防災組織設立及び活動支援補助金の充実についての報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、追加説明の求めはございませんでしょうか。

( な し )

委員長 次に、(12) 斑鳩町災害時ホテル避難助成事業補助金の創設について、理事者の報告を求めます。 曾谷安全安心課長。

安全安心  
課長

斑鳩町災害時ホテル避難助成事業補助金の創設について、ご説明させていただきます。資料13をご覧くださいと思います。

大雨や台風に伴う風水害時において、避難情報が発令された際に、障害のある人や妊産婦の方など、特に配慮が必要な避難者、避難行動要支援者等の方々が、一時的な避難場所として町が協定を結ぶ宿泊施設を利用した場合に補助金を交付し、安心して避難できる環境を推進いたします。

(1) 充実内容でございます。台風などにより町が避難情報を発令した際に、避難行動要支援者等が避難所として、町が協定を結ぶ宿泊施設を利用した場合に補助金を交付いたします。(2) 開始予定時期でございます。令和8年4月1日からいたします。(3) 補助対象経費等でございますが、①宿泊施設に宿泊するために要した経費とし、移動に要した経費は除きます。補助金額につきましては、補助対象経費の2分の1、1泊2日につき5,000円を限度といたします。補助金交付は、補助対象者1人あたり、1回の避難につき2泊3日を限度といたします。

次に②対象者でございます。町が発令した避難情報の対象地域に居住する方で、アからケに該当する者及び避難行動要支援者に同行する者、1人につき1人までを対象者といたします。

以上、斑鳩町災害時ホテル避難助成事業補助金の創設についてのご報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長

報告が終わりましたので、追加説明の求めはございませんでしょうか。  
嶋田委員。

嶋田委員

充実内容のところですね、町が協定を結ぶ宿泊施設を利用した場合って、これはもう協定結んではるわけですか。

委員長

曾谷安全安心課長。

安全安心  
課長

今後、4月に向けてお話を進めているところで、まだ現在、協定の方は結んでおりません。



その後、令和9年2月にPCB含有検査を行い、高圧受電設備内のコンデンサ及びリアクトルの更新を行いますとともに、PCBが混入していた場合には、令和9年3月末までに処理を行ってまいります。

なお、PCB含有検査の実施に伴いまして、新品に交換をいたしますコンデンサ及びリアクトルにつきましては、令和10年2月としております高圧受電設備全体の更新時に、新たな設備へ流用してまいります。

今回の設備機器の更新にあたりましては、令和9年2月のコンデンサ及びリアクトルの更新時に“約2日間”、令和10年2月の設備機器全体の更新時に“約1週間”程度、停電となりますことから、その間は、いかるがホールを休館とさせていただきます。予定としておりまして、利用者への周知等につきましても適切に行ってまいりたいと考えております。

以上、いかるがホール高圧受電設備の更新についてのご報告とします。

よろしく願いをいたします。

委員長

報告が終わりましたので、追加説明の求めはございませんでしょうか。

( な し )

委員長

次に、(14)学童保育室における小学校長期休業期間中の昼食の提供について、理事者の報告を求めます。本庄教育次長。

教育次長

それでは、学童保育室における小学校長期休業期間中の昼食の提供につきましてご説明をいたします。

資料15をお願いします。本事業は、就労と子育てを両立する保護者の負担軽減を図るため、町立学童保育室におきまして、小学校の長期休業期間中の昼食の提供を実施するものでございます。

現在、夏休みなどの小学校の長期休業期間中は、保護者の方にお弁当を準備いただいておりますが、本事業によりまして、保護者が希望する場合には、弁当配達サービスを利用できる環境を整備をいたします。

(1)事業内容でございます。本事業の実施にあたりましては、民間事業者が提供いたします弁当注文・決済代行サービスを活用してまいります。このシステムを

利用することで、保護者の方がスマートフォン等のアプリから直接注文・また決済を行う方式を予定をしています。

対象施設はすべての町立学童保育室で、昼食の提供事業者は県内の事業者、昼食の内容は、日替わり弁当1種類を予定しております。なお、アレルギー対応については行わないことといたします。

料金は、1食あたり税込み500円を予定をしており、決済サービスにより、保護者の方にご負担をいただきます。

提供方法でございます。保護者の方に、アプリをダウンロードいただきまして、利用者登録を行った上で、注文・決済をしていただきます。

また、その他といたしまして、この昼食提供サービスの利用については任意ということでございまして、従来どおり弁当を持参することも可能でございます。

(2) 事業の開始予定でございます。令和8年7月の夏季休業期間からの開始を予定をしておりまして、その後、冬季休業期間、春季休業期間、いわゆる冬休み、春休みにおきましても、継続して実施をしていく予定としております。

次に、(3) 今後のスケジュールの予定でございます。新年度、令和8年4月におきまして、町において弁当注文・決済サービスの利用申込を行いまして、利用者のID登録に必要な各学童保育室の団体コード、このコードの発行を受けてまいります。

6月には、保護者の皆様へ事業内容をご案内をいたしまして、7月からの夏休みに合わせて、昼食の提供を開始していく予定としております。

以上、学童保育室における小学校長期休業期間中の昼食の提供につきましての説明といたします。よろしく願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、追加説明の求めはございませんでしょうか。  
中川議長。

議長 町に係る費用というのはあるのかないのか説明だけお願いいたします。

委員長 本庄教育次長。

教育次長 このアプリサービスの利用も含めまして、保護者の方にご負担いただくということ

ここで、町の負担はございません。

委員長 次に、（１５）不登校対策の充実について、理事者の報告を求めます。  
仲村教育委員会総務課長。

教委総務 それでは、２ 各課報告事項の（１５）不登校対策の充実についてご説明をさせ  
課長 いただきます。資料１６をご覧くださいませでしょうか。

斑鳩町では、不登校又は不登校傾向にある児童生徒の悩みや不安の解消、心の居場所を提供するため、斑鳩町子どもと親のフリースペース“くるむ”を開室し、児童生徒の状況に即した学習やグループ活動等を実施しているところであります。

現状、くるむの開室日は、火曜日及び木曜日の週２日となっておりますが、開室当初の令和５年度と比較すると、通室人数が増加傾向にあり、通室する児童・生徒への支援を充実させるため、開室日数を増加してまいりたいと考えております。

具体的には、（１）開室日数の増加といたしまして、開室日数を週２日から週３日に増加してまいります。

なお、開室する曜日といたしましては、従来の火曜日及び木曜日に加え、水曜日を新たに開室日といたします。また、開室時間は、従来通り、午前９時から正午までといたします。

次に、（２）活用財源の予定についてであります。これまでから、くるむの運営に関しましては、補助率が３分の２となります。国の母子家庭等対策総合支援事業補助金を活用しているところでありまして、今回の開室日数の増加に関しましても、本補助金を引き続き、活用してまいりたいと考えております。

次に、（３）開室日数増加の開始予定時期についてであります。令和８年４月当初から、開室日数の増加を図ってまいりたいと考えております。

以上、２ 各課報告事項の（１５）不登校対策の充実についてのご説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

委員長 報告が終わりましたので、追加説明の求めはございませんでしょうか。

（ な し ）

委員長 次に、(16)文化芸術スポーツクラブの運営について、理事者の報告を求めます。 仲村教育委員会総務課長。

教委総務課長 それでは、2 各課報告事の(16)文化芸術スポーツクラブの運営についてご説明をさせていただきます。資料17をご覧くださいませでしょうか。

昨年11月の本委員会におきまして、中学校部活動の地域展開に向けた取組状況についてご報告をさせていただいておりましたように、将来にわたり、子どもたちが文化、芸術、スポーツに継続して親しむことができるとともに、安全で安心して、専門的な指導を受けることができること等を活動基本方針として、中学校部活動の地域展開を推進してまいりたいと考えております。

はじめに、(1)事業概要についてであります。休日の中学校部活動に代わり、新たに令和8年度から斑鳩町教育委員会が設置する「斑鳩町文化芸術スポーツクラブ(I C A S C)」を設置し、直営型クラブの運営および自主運営型クラブへの指導委託を行ってまいります。

次に(2)参加料の予定についてであります。11月の本委員会におきましては、直営型クラブの参加料の月額につきましては、1,500円を予定している旨、ご説明しておりましたが、その後、国、県の補助制度の内容が公表され、この内容を受け、検討いたしました結果、1,000円としてまいりたいと考えております。なお、自主運営型クラブにおきましては、各自主運営型クラブにおいて設定されることとなります。

次に、(3)活用財源の予定についてであります。部活動地域展開等推進事業補助金を活用してまいりたいと考えております。本補助金につきましては、休日の地域クラブ活動等の支援として、指導者への報酬等地域クラブの運営に係る経費に対し、国、県において、それぞれ国：3分の1、県：3分の1が補助されることとなります。

また、経済的困窮世帯の生徒への参加費等の支援として、参加料の免除や補助に要する経費に対し、国において、2分の1が補助されることとなります。

最後に、(4)事業開始予定時期についてであります。令和8年4月から、生徒に対する募集を行っていくなど、事業を開始してまいりたいと考えております。

以上、2 各課報告事項の(16)文化芸術スポーツクラブの運営についてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

委員長 報告が終わりましたので、追加説明の求めはございませんでしょうか。

( な し )

委員長 次に、(17)斑鳩西小学校へのエレベータ設置について、理事者の報告を求めます。 仲村教育委員会総務課長。

教委総務 それでは、2 各課報告事項の(17)斑鳩西小学校へのエレベータ設置についてご説明をさせていただきます。資料18をご覧くださいませでしょうか。

課長

令和2年5月のバリアフリー法の改正により、既存の公立小中学校施設についても、バリアフリー基準への適合の努力義務が課せられたところであります。

こうした状況を受け、障害のある児童が、校内での移動を円滑に行うことができるよう、今年度、設計業務を進めております斑鳩西小学校におきまして、新たにエレベータの設置工事を実施してまいりたいと考えております。

はじめに、(1)事業概要についてであります。斑鳩西小学校の北館にエレベータ棟を増築する形で、新たにエレベータ1基を設置してまいりたいと考えております。

次に、(2)活用財源の予定についてであります。補助率が2分の1となります。国の学校施設環境改善交付金を活用してまいりたいと考えております。なお、地方負担分につきましては、地方債を活用してまいりたいと考えております。

最後に(3)事業スケジュールの予定についてであります。令和7年10月から令和8年3月末までの委託期間として、現在、斑鳩西小学校エレベータ新設工事設計業務を発注し、業務を進めているところであります。

新年度は、6月頃までに入札手続きを完了し、その後、新年度の年度末までを工期として、工事を行い、令和9年4月から供用開始できるよう進めてまいりたいと考えております。

以上、2 各課報告事項の(17)斑鳩西小学校へのエレベータ設置についてのご説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

委員長 報告が終わりましたので、追加説明の求めはございませんでしょうか。

( な し )

委員長 次に、(18) 学校施設整備の実施について、理事者の報告を求めます。  
仲村教育委員会総務課長。

教委総務 それでは、2 各課報告事項の(18) 学校施設整備の実施についてご説明をさ  
課長 せていただきます。資料19をご覧くださいませでしょうか。

先程、継続審査におきまして、ご説明させていただきました斑鳩町学校施設長寿命化計画に基づき、老朽化対策工事を進めるとともに、多様な教育的ニーズに応じた施設の高機能化・多機能化・防災機能強化、地域との連携を実現する施設整備をはかるため、令和8年度においては、斑鳩小学校長寿命化改修基本計画を策定してまいりたいと考えております。

はじめに(1) 事業概要についてであります。斑鳩小学校長寿命化改修基本計画を策定することとし、本計画の中で、改修基本方針の設定、改修内容の検討、「改修基本計画図」の作成、概算事業費の算出を行ってまいりたいと考えております。

次に、(2) 事業スケジュールの予定についてであります。令和8年度中に、斑鳩小学校長寿命化改修基本計画を策定し、令和9年度中に、この斑鳩町長寿命化改修基本計画に基づき、改修工事に向けた基本設計及び実施設計を行い、令和10年度から斑鳩小学校の長寿命化改修工事に着手してまいりたいと考えております。

以上、2 各課報告事項の(18) 学校施設整備の実施についてのご説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

委員長 報告が終わりましたので、追加説明の求めはございませんでしょうか。

( な し )

委員長 次に、(19) 給食費に対する支援について、理事者の報告を求めます。  
仲村教育委員会総務課長。

教委総務 それでは、2 各課報告事項の(19) 給食費に対する支援についてご説明をさ

課長

せていただきます。資料20をご覧くださいいただけますでしょうか。

子育て支援施策として、給食費に対する負担軽減に関し、実施してまいりたい施策内容について、ご説明させていただきます。

はじめに、1. 小学校の給食費についてであります。(1) 事業概要についてありますが、国におきましては、来年度から公立の小学校全学年に対し、給食費の抜本的な負担軽減を実施する方針とされております。

この方針を受け、本町では、1人、1月あたり5,200円の国と県からの給食費負担軽減交付金を財源とする給食費負担軽減補助金及びそれを超過する額につきましては、町独自に、1食あたり40円の給食費無償化補助金を交付することにより、小学校全学年の給食費を完全無償化してまいりたいと考えております。

次に、(2) 活用財源の予定についてありますが、1人、1月あたり国2,600円、県2,600円合計5,200円の給食費負担軽減交付金を活用してまいりたいと考えております。

続きまして、2. 中学校の給食費についてであります。

(1) 事業概要についてありますが、令和8年度から、町独自の施策といたしまして、中学校の給食費を段階的に無償化してまいりたいと考えております。

令和8年度におきましては、3年生の給食費を無償化するとともに、1年生及び2年生の給食費に対し、補助金を交付することにより、物価高騰下における保護者の経済的負担を軽減してまいりたいと考えております。

具体的な額といたしましては、3年生に関しましては、1月あたり4,600円プラス1食あたり120円の給食費無償化補助金を交付してまいりたいと考えております。また、1年生及び2年生に関しましては、現行1食あたり115円の補助金を5円増の1食あたり120円とした給食費物価高騰対応補助金を交付してまいりたいと考えております。なお、1年生及び2年生の保護者負担額につきましては、これまで通り1月あたり4,600円を予定しております。

次に、(2) 事業スケジュールの予定についてありますが、令和8年度に、3年生の給食費を無償化、令和9年度に2年生及び3年生の給食費を無償化、令和10年度からは、中学校全学年の給食費を完全無償化するスケジュールで進めてまいりたいと考えております。裏面をご覧くださいいただけますでしょうか。

続きまして、3. 幼稚園についてであります。(1) 事業概要についてありますが、幼稚園の給食費に対し、補助金を交付することにより、物価高騰下における

保護者の経済的負担を軽減してまいりたいと考えております。

なお、これまで、調理に係る人件費等相当分を補助金として交付しております子ども・子育て支援給食費補助金につきましては、当該補助金相当額を、調理洗浄業務委託料として、給食事業者に町から直接支払ってまいりたいと考えております。補助金の額といたしましては、現行1食あたり70円から35円増の1食あたり105円を交付してまいりたいと考えております。

次に、4. 事業開始時期の予定についてであります。小学校・中学校・幼稚園いずれも令和8年4月の給食費から適用してまいりたいと考えております。

以上、2 各課報告事項の(19)給食費に対する支援についてのご説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

委員長 報告が終わりましたので、追加説明の求めはございませんでしょうか。

( な し )

委員長 次に、(20)国民スポーツ大会機運醸成事業の実施について、理事者の報告を求めます。本庄教育次長。

教育次長 それでは、国民スポーツ大会機運醸成事業の開催について説明をいたします。資料21をお願いをいたします。

本事業は、令和13年に奈良県で開催をされます「第85回国民スポーツ大会」における斑鳩町での開催種目であるフェンシング競技につきまして、体験会を実施し、大会開催に向けて機運を高めるとともに、フェンシング競技の普及・振興を図り、斑鳩町におけるフェンシング競技の基盤を形成しようとするものでございます。

(1) 事業内容でございます。奈良県フェンシング協会の協力のもと、誰でも、どこでも、簡単、安全にできるスマートフェンシング用具を活用したフェンシング・パラフェンシング競技の体験や、世界レベルでの活躍実績のある選手を招いた世界レベルのフェンシング競技を体験する機会を提供することにより、フェンシング競技を身近に感じていただくとともに、斑鳩町からの選手発掘及びフェンシング競技の活性化を目指してまいりたいというふうに考えております。

また、中央体育館にフェンシング競技の用具を備えることで、協会によります奈

良県のフェンシング競技の拠点を斑鳩町に築けるよう用具の充実についても図ってまいります。

(2) 活用財源でございます。フェンシング競技の体験会の開催経費につきましては、補助金限度額50万円を上限とする、競技開催市町村機運醸成事業補助金を活用してまいります。また、フェンシング競技の用具購入費用につきましては、補助率5分の4、対象経費限度額750万円のスポーツ振興くじ助成金を活用いたします。

(3) 事業開始日及び(4) 事業スケジュールでございます。令和8年度から国民スポーツ大会開催まで年1回フェンシング体験会を開催するとともに、令和9年度、令和10年度の2か年において、フェンシング競技の用具購入を計画しております。以上、国民スポーツ大会機運醸成事業の開催についての説明とします。

よろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、追加説明の求めはございませんでしょうか。

( な し )

委員長 他に、理事者側から報告しておくことはございませんか。 本庄教育次長。

教育次長 生涯学習課から1点、第3回いかるがの里 聖徳太子マラソン「マラソンの部」の中止につきまして、ご報告申し上げます。

本件につきまして、議員の皆さまには、1月20日にお知らせさせていただいておりましたが、2月8日(日)に開催予定でありました第3回いかるがの里 聖徳太子マラソン「マラソンの部」につきまして、同日に衆議院解散による総選挙が執行されることとなりましたことから、中止とさせていただきます。

マラソン大会による交通規制等によりまして、コース沿線及び周辺等の投票に支障が生じることや、選挙事務のため、大会運営に必要なスタッフの確保が難しいことなど、確実な選挙の執行と安全で円滑な大会運営の両立が困難であると判断をしたところでございます。

大会中止のお知らせにつきましては、マラソン大会及び斑鳩町のホームページ等で周知をいたしますとともに、お申し込みいただいたランナーの皆さまには、ダイ

レクトメールによりご案内させていただき、現在まで、特に、混乱等は生じておりません。

なお、大会中止に伴い、参加費と振込手数料は返金させていただくこととし、2月中には、参加者の方にご案内できるよう、現在、作業を進めております。

また、大会に協賛いただいております企業・団体の皆さまからいただいた協賛金につきましても、返金手続きを進めているところでございます。

なお、大会運営にかかる費用につきましては、参加費及び協賛金において賄う計画としていましたけれども、今回の大会中止に伴い、これらを返金いたしますことから、すでに完了している業務の支払い等、清算に係る実行委員会の予算が不足をいたします。

つきましては、3月の定例会において、不足する予算相当額について、町負担金の増額をお願いする補正予算を上程させていただく予定としておりますので、なにとぞ、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、第3回いかるがの里 聖徳太子マラソン「マラソンの部」の中止についての報告とさせていただきますが、次回の大会開催に向けまして、より安全で充実した大会となりますよう準備を進めてまいりますので、引き続き、ご理解のほう、ご支援のほう、賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

委員長 松岡総務課長。

総務課長 総務課から1点でございます。

令和8年2月6日に、斑鳩町内在住の48歳男性が、当町職員に対する脅迫により公務執行妨害で、逮捕された旨、西和警察署から連絡を受けました。

この事件は、令和7年12月に、税務課職員が、男性から、電話にて「殴り合いの喧嘩しよ。警察の前で」「お前、ほんま殺すぞ。」などと脅迫を受け、これについて西和警察署に相談し、公務執行妨害として逮捕に至ったものでございます。

町としましても、今後の捜査に協力をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

委員長 中尾政策財政課長。

政策財政課長 政策財政課から1点ご報告申しあげます。寄付の受け入れについてでございます。この度町内にお住まいであった方から、当町に対する財産の遺贈の申し入れがあり約4千万円を受領いたしました。本件は用途の指定がないことから、財政調整基金に積み立て今後の町事業に活用してまいります。なお本件に係る予算につきましては、3月補正予算に計上してまいります。

以上、寄付の受け入れにつきましてのご報告とさせていただきます。

委員長 これらの報告について、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 マラソン大会の中止ですね、詳細の金額が3月議会ということですが、これって国に請求することってできないですか。

委員長 本庄教育次長。

教育次長 そういった国への請求の形というものはないものということで認識をしております。

木澤委員 国の方で解散総選挙をやられたために中止になったんで、本来やったら国が払ってほしいところですが、まあ難しそうですね。

委員長 ほかにございませんか。 中川議長。

議長 今、税務課の職員さんに対する脅迫で住民さんが逮捕されたという報告やけど、カスハラの関係で庁舎内で器物破損とか公務執行妨害とかいった形で複数名逮捕された人あると思うんですけど、なぜ今の案件だけ報告されたのか、教えてもらえますか。

委員長 松岡総務課長。

総務課長 警察のホームページの中で逮捕事案として公表されましたので、この場でのご報告をさせてもらうのが適切だと考えてご報告を差し上げました。

議 長           そしたら以前に逮捕されたのはホームページに出てないのかな。

総務課長       申し訳ございません、そのあたりにつきましては、今現在確認がとれるところではございませんが、今般、昨年からもカスハラに対しての対応方針を定め運用してきたところでございますので、こうしたところで徹底している旨のご報告も含めまして、させていただいた次第でございます。

議 長           私言いたいのは、以前2人程逮捕されているのに、委員会では報告ない、今はある区別っていうの、それがおかしいのかなと。するのであれば、どの案件でも報告すべきやろうなと思ったから、その点だけ意見として言っておきます。

委員長           ほかにございませんか。

                  (    な    し    )

委員長           ないようですので、各課報告事項については終わります。

                  続きまして、3. その他について、各委員から質問や意見があれば、お受けします。 宮崎委員。

宮崎委員       ちょっとさっき聞き忘れたんですけど、長寿命化なんですけど、これ幼稚園とか入っていないんですけど、この改修をする予定見てたら、たぶん東幼稚園が45年ぐらいかな、5年経ったら50年になるから超えてしまうねんけど、その辺は計画に入れなくていいのかな。

委員長           仲村教育委員会総務課長。

教委総務課長   今回特に規模が大きくなります小学校、中学校施設につきまして集中的にこちらの方で計画のほうにあげさせていただいたところでございます。委員ご指摘のように幼稚園につきましても法定耐用年数60年迎えてくる頃になってございますことから、幼稚園につきましては先ほどもありましたけども、少子化の影響により

まして、園児数というのは減少傾向にあります。このため町内の方で子育て支援課のほうと交えた町内の未就園児についての検討会議の方で議論を重ねているところでございまして、こうした議論の方向性がまとまりましたら、また改めて幼稚園の今後の在り方につきましては、ご相談をさせていただきたいというふうに考えております。

宮崎委員 収容人数が多い少ないやなしに、子どもが来るということで、安全安心ということをお願い文句にされているんやったら、早く改修するようにしていただきたいと思っておりますので、どうぞその辺よろしくをお願いします。

委員長 ほかにございませんか。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって、その他については終わります。  
以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了しました。  
なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。  
それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。中西町長。

町 長 ( 町長挨拶 )

委員長 これをもって、総務常任委員会を閉会します。  
お疲れさまでした。

( 午前10時48分 閉会 )